

# 昭和村の学校部活動の在り方に関する方針

令和8年3月

福島県昭和村教育委員会

## 村方針策定の趣旨等

学校の部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われ、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、教育的意義の高い活動である。

国では、令和4年12月、生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築するという観点に立ち、地域や学校の実態に応じて、運動部活動が多様な形で最適に実施されるよう、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定した。これを受け、福島県教育委員会では運動部活動を持続可能なものとするため「運動部活動のあり方に関する方針」（以下「県方針」という。）を令和5年3月策定した。

そこで、昭和村教育委員会でも、県方針を参考に、「昭和村の部活動の在り方に関する方針」（以下「村方針」という。）を策定するものであり、これは中学校での運動部、文化部、いわゆる特設の部活動を対象とした部活動全体の方針であり、生徒が自主的・自発的に部活動に取り組みやすい環境の構築を目指し、部活動の目的や意義、内容等についての理解を図るとともに、見通しを持って部活動に取り組む生徒の育成を図ることを目標とするものである。

なお、村方針は、学校の取組状況などを踏まえるとともに国県の動向を注視しながら必要に応じて内容の見直しを行うこととする。

## 1 適切な休養日や練習時間の設定

### (1) 適切な休養日の設定

学期中は、週当たり2日以上以上の休養日を設け、平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。

ア 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いとする。また、お盆期間や年末年始などまとまった休みを設け、学校閉庁日は原則部活動を行わない。

イ 週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を次の月曜日から水曜日に振り替える。

### (2) 適切な練習時間の設定

平日は2時間以内、休日は3時間以内を上限とする。

ア 平日は18時00分までに完全に生徒を下校させる。

イ 大会前を含めて、活動の延長は原則認めない。

### (3) 学校単位で参加する大会等の見直し

ア 教育委員会は、大会の主催者に対して、生徒や部活動顧問の過度な負担とならないよう、大会等の精選について要請する。

イ 校長は、上記「(1)」「(2)」に示した休養日等が年間を通じて適切に設定されていることを前提に、生徒の教育上の意義や、生徒や顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。

## 2 適切な学校部活動運営のための体制整備

### (1) 学校における部活動の役割の明確化と目標、指導の在り方

校長のリーダーシップのもと、教職員の負担軽減の観点にも配慮しつつ、学校組織全体で部活動の役割を明確にし、その上で運営や指導の目標、方針を検討する。

また、校内での研修会等を開催するなどし、部活動顧問の間で日常の運営や指導について意見交換、指導の内容や方法の研究、情報の共有を図る。

○部活動運営に当たっての役割

管 理 職	部活動顧問
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校の部活動に係る活動方針の作成</li> <li>・ 危機管理体制の整備と講習会実施</li> <li>・ 部活動の編制と管理</li> <li>・ 各部活動の運営状況の確認</li> <li>・ 部活動に係る校内研修会の実施</li> <li>・ 大会、練習試合、合宿等の掌握</li> <li>・ 引率業務の管理</li> <li>・ 部活動顧問の服務管理</li> <li>・ 関係機関との連携・調整</li> <li>・ 部活動指導員、外部指導者の活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 活動計画の作成（年間・月間）</li> <li>・ 施設、用具の管理と事故防止</li> <li>・ 実技指導（安全指導を含む）</li> <li>・ 部員の健康管理</li> <li>・ 部活動予算の確保と管理</li> <li>・ 大会や練習試合等の引率</li> <li>・ 関係競技団体及び保護者との連携</li> <li>・ 研修会等参加による指導技術等の向上</li> <li>・ 部活動指導員、外部指導者との連携、調整</li> </ul>

(2) 学校部活動に係る活動方針・年間活動計画等の作成

ア 校長は、村方針に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を作成する。

イ 部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者（以下「部活動顧問等という。」）は、自校の方針に則り、指導目標、年間活動計画及び月間活動計画を校長に提出する。なお、年間活動計画作成に当たっては、生徒や地域の実情を踏まえた計画となるよう努めるものとする。活動計画等に変更が生じた場合は、その都度校長に報告する。

ウ 校長は、活動計画及び活動実績の確認等により、各部活動の活動内容を把握し、生徒の安全や部活動顧問の負担が過度とならないよう適宜、指導・是正を行う。

(3) 部活動の設置数の見直しと複数顧問制の導入

ア 校長は、生徒や教員の人数を踏まえ学校部活動の設置数を精選するとともに、一つの部活動に対し複数の顧問を配置し、指導時間を顧問間で調整するなど、校務の処理や生徒と向きあう時間及び休息する日や時間を確保する。

(4) 保護者との連携

部活動は、学校教育活動の一環として、教育課程との連携を図りながら実施するため、年度当初に活動方針や、年間計画を説明することで保護者の理解

や協力を得ることが必要である。

(5) 部活動指導員及び外部指導者の活用

ア 教育委員会は、教員の負担軽減を図るために部活動指導員、外部指導者を活用する。

イ 部活動指導員及び外部指導者を活用する場合は以下の内容に留意する。

○ 校長は指導するスポーツ・文化芸術に係る専門的な知識・技能のみならず、学校教育に関する十分な理解を有する者を配置するとともに、学校全体で配置の方針を確認し、保護者へ周知する。

○ 部活動顧問は、活動方針や活動内容、活動計画の作成などにおいて、常に情報を共有し適切な連携を図る。

ウ 校長は、部活動顧問等と、次の内容について確認する。

○ 緊急連絡体制、事故発生時の対応等について確認する。

○ 生徒間トラブルや相談などの対応方法について確認する。

○ 不適切な指導と体罰の禁止について必ず確認する。

○ 定められている練習時間や休養日について確認する。

(6) 緊急時に備えた体制整備

校長は、万が一、事故等が発生した場合に備え、学校全体の救急及び緊急連絡体制を確立し、教職員及び外部指導者で共有する。

### 3 部活動での適切な指導に向けて

(1) 生徒の心身の健康管理及び事故防止

ア 部活動顧問等は、個々の生徒の健康、体力等の状況を把握するとともに、練習中に声をかけて生徒の反応を確認し、疲労状況や精神状況を把握しながら指導する。また、リーダーとなる生徒は心身両面で他の生徒より負担がかかるため、適切な助言やその他の支援にも留意する。

イ 障がいのある生徒については、一人一人の障がいの程度や状態等が様々なことから、部活動顧問等で配慮事項等を把握するとともに、行動の観察と危険を予測しながら安全に十分に配慮して指導に当たる。また、既往歴の把握や健康観察にも留意する。

ウ 部活動の実施に当たって熱中症は、生命に関わる病気のため、熱中症指数計や水分補給の間隔を多くとるなどの対策を行う。

(2) 学校部活動顧問等の体罰・ハラスメントの根絶

ア 学校部活動の指導で、体罰は学校教育法に違反するものであり決して許されないものであるとの認識を持ち、体罰等のない指導を徹底する。

イ 部活動顧問等は、生徒の人格を否定する発言や指導者としての信頼を失墜させる行為が、生徒や保護者の信頼を裏切る行為であり、絶対にあってはいけないものであるという自覚を持って指導に当たる。

ウ 体罰等の許されない指導と考えられるもの

○ 殴る、蹴る等

○ 社会通念、医・科学に基づいた健康管理、安全点検の点から認め難い又は限度を超えたような肉体的、精神的負担を課す。

(例) ・ 長時間にわたっての無意味な正座・直立等、特定の姿勢の保持や反復行為をさせる。

○ パワーハラスメントと判断される言葉や態度による脅し、威圧・威圧的発言や行為、嫌がらせ等を行う。

○ セクシャルハラスメントと判断される発言や行為を行う。

○ 身体や容姿に係ること、人格等を侮辱したり否定したりするような発言を行う。

○ 特定の生徒に対して、独善的に執拗かつ過度に肉体的、精神的負荷を与える。

エ 校長及び部活動顧問等は、部活動の実施に当たっては、生徒の体調変化や気象条件など環境の変化に十分注意するとともに心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、適宜、支援及び指導・是正を行う

(3) 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

ア 適切な指導の実施に当たっては校長及び部活動の指導者は次のことを徹底する。

○ 運動部においてはスポーツ医・科学の見地からのトレーニング効果を得るために、適切に休養をとること。また、過度の練習は、スポーツ障害・外傷のリスクを高めたり、生徒の心身に負担を与えたり、必ずしも体力・運動能力・技能の向上につながらないことを正しく理解すること。

○ 文化部においては生徒のバランスの取れた健全な成長の観点から確保する休養を適切に取ることが必要であること。また、生徒の文化芸術等

の能力向上や生涯を通じて文化芸術等に親しむ基礎を培うことができるよう、分野の特性等を踏まえた効率的・効果的なトレーニングにより、短時間での効果が得られる指導を行う。

イ 専門的知見を有する保健体育担当の教員や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行うこと。

(4) 指導者としての資質・能力の継続的な向上

ア 校長は、「学校部活動は、学校教育の一環である」ことを踏まえ、学校組織全体で取組を進めるために、部活動顧問等に対して学校部活動の意義、運営や指導の在り方について定期的な研修等により共有理解を図る。

イ 部活動顧問等は、技術指導の内容とともに、生徒の発達段階や成長による心身の変化、部のマネジメント、コミュニケーション等に関する幅広い知識や技能を継続的に習得し、多様な指導力を身に付け、向上させる。

## 4 環境の整備と地域連携

(1) 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

ア 教育委員会は、少子化に伴い、学校において特定の運動部・文化部を設けることができない場合は、近隣町村校との合同部活動を許可できるものとし、校長は、双方の移動に係る時間を含め、合同チームや合同練習による活動を行うことにより、生徒と部活動顧問の負担が過度とならないこと等を考慮した上で、実施の可否を判断する。

イ 校長は、運動・スポーツの苦手な生徒や障がいのある生徒等でも、友達と楽しめたり、適度な頻度で行えたりする運動部の設置や、芸術文化等に親しめたり、友人とのコミュニケーションや自己肯定感を高める居場所としての文化部の設置等、多様なニーズを踏まえ、生涯にわたるスポーツ・芸術文化等に親しむ基盤づくりに向けた取組を推進する。

ウ 障がいのある生徒が大会等に出場・参加することができるよう配慮することについて、必要に応じて主催者や競技団体等に働きかける。校長は、部活動等を通じて、障がいのある生徒と障がいのない生徒が交流する場を設けるよう努める。

(2) 学校部活動の地域連携

ア 教育委員会及び校長は、学校や地域の実態に応じて、地域の関係団体との連携や、民間事業者の活用等により、保護者の理解と協力を得て学校と地域が協働・融合した形で地域における持続可能なスポーツ・文化芸術等の活動のための環境整備を進める。

イ 教育委員会及び校長は、地域で実施されている分野と同じ学校部活動については、休日の練習を共同で実施するなど連携を図る。また、休日に限らず平日においても、できる範囲で活動する日を増やしていくよう検討する。